



Title	社会的養護に内在する喪失とそれに伴う悲嘆についての包括的理解と支援に関する理論的検討
Author(s)	井出, 智博; Ide, Tomohiro
Citation	臨床心理発達相談室紀要, 5, 33-47
Issue Date	2022-03-18
DOI	<a href="https://doi.org/10.14943/RSHSK.5.33">https://doi.org/10.14943/RSHSK.5.33</a>
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/84515">https://hdl.handle.net/2115/84515</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_2434-7639_5_33-47.pdf



# 社会的養護に内在する喪失とそれに伴う悲嘆についての 包括的理解と支援に関する理論的検討

井出 智博\*

## A Theoretical Review About Comprehensive Understanding and Support Pertaining to Grief and Loss in Alternative Care

Tomohiro IDE

### 要 旨

里親家庭や児童養護施設など、社会的養護下で暮らす子どもたちはその過程で多くの喪失を経験する。しかし彼らが経験する非死性の喪失は死を伴う喪失に比べて軽視される傾向にあるために、あるいは喪失よりも保護されたことに注目が集まるために、彼らが経験する喪失は十分にケアされず、それに伴う悲嘆は「権利を奪われた悲嘆」として内在化することになる。こうした喪失や悲嘆は問題行動として表面化する場合もあり、適切なケアが必要である。しかし社会的養護では、子どもだけではなく代替養育者も多くの喪失を経験しているにもかかわらず、彼らの喪失もないものにされ、権利を奪われた悲嘆が経験されているため、代替養育者が十分に子どもの喪失をケアすることができない状態にある。本稿ではこうした社会的養護に内在する喪失や悲嘆を包括的に理解し、支援していくために必要な視点について理論的に検討した。

キーワード：社会的養護 喪失 悲嘆 生態学的システム理論

Key words : alternative care, loss, grief, ecological systems theory

### 1. はじめに

社会的養護とは様々な事情により家族と暮らすことができない子どもを公的な責任で保護・養育する制度であり、全国の施設や里親家庭などで約6万人の子どもが暮らしている（厚生労働省子ども家庭局，2020）。近年、養育者からの虐待を理由に保護され、施設や里親家庭に措置される子どもの割合が増加していることもあり、社会的養護で暮らす子どもは、“困難な状況から保護された子ども”と見なされることが多いかもしれない。しかし、子ども自身の視点からそうした体験はどのように捉えられているだろうか。確かに虐待やネグレクト、あるいは経済的な困窮、精神疾患を持つ保護者との生活といった過酷な状況から保護され、安定した暮らしを送ることが保障された生活を手に入れたと感じられることもあるかもしれないが、一緒に暮らしていた家族との別れや通っていた学校のクラスメートとの別れ、あるいは遊び慣れた

\* 北海道大学大学院教育学研究院准教授

公園、所属感を持っていた部活動との別れなど、様々な関係性や環境を喪失する機会として経験されるという側面も持ち合わせているだろう。特に虐待を経験した後に保護された子どもは、自分を傷つけた虐待者である親との別れであっても強い喪失を感じており (Scott, 2016)、そのアンビバレントな経験が彼らを正常な悲嘆のプロセスから遠ざけているということが指摘されている (Courtney, 2000)。

このように社会的養護児童にとって喪失とそれに伴う悲嘆は非常に重要なテーマであるにもかかわらず、わが国の社会的養護や児童虐待問題において、喪失という概念が中心的に扱われることはなかった (増沢・内海, 2020)。しかしそれだけでなく、社会的養護における喪失には里親や施設職員といった代替養育者が経験する喪失も存在する。そもそも社会的養護における養育という行為は子どもと代替養育者による相互作用として行われるものであるため、社会的養護児童の悲嘆にどれだけ対処できるかは代替養育者が経験している喪失に伴う悲嘆のケアがどれだけ行われているかに依存する (Edelstein, Burge, & Waterman, 2001)。代替養育者は里親家庭や施設から子どもが巣立っていくことを見送ったり、様々な事情で措置変更となったりすることを通して喪失を経験しており、米国では代替養育者の権利章典 (Foster Parent Bill of Rights) に子どもとの離別に伴う喪失に関するケアを受ける権利が明記されている州があるほどである。しかし、わが国ではそうした代替養育者が経験する喪失やそれに伴う悲嘆が議論されることはほとんどなかった。さらに、社会的養護児童の喪失や悲嘆のケアを考える時、ソーシャルワーカーのような支援者の認識が重要であり、彼らが十分な理解を持つことができると有益な支援が可能になるという指摘 (Look, 2018) もあるように、社会的養護児童にとって喪失とそれに伴う悲嘆についての理解や支援についての議論を進めるためには多層的な検討が必要である。

そこで本論では①社会的養護児童が経験する喪失とそれに伴う悲嘆、②代替養育者が経験する喪失とそれに伴う悲嘆、の内容を整理すると共に、そうした社会的養護に内在する喪失やそれに伴う悲嘆に対して児童相談所の児童福祉司や児童心理司、里親支援機関の支援者、施設の間接処遇職員や管理職などの、③支援者が及ぼす影響や提供すべき支援について検討し、今後どのような視点から議論や研究が行われる必要があるかについて理論的に検討することで今後の研究や実践の端緒としたい。

## 2. 社会的養護児童にとっての喪失とそれに伴う悲嘆

死を伴う喪失は周囲から多くの注目を集め、その喪失を経験した人は社会から悲嘆する権利と多くのケアを受ける機会が与えられる。しかし、非死性の喪失 (non-death loss)、あるいはあいまいな喪失 (ambiguous loss; Boss, 1999) は必ずしもそうした権利や機会を与えられているわけではない。親と死別した孤児が多かった以前と比べ、虐待などを理由に保護される割合が高い現在は、社会的養護児童の多くが非死性の喪失やあいまいな喪失の経験を抱えていると考えられる。

Mitchell (2020) は社会的養護児童が経験する喪失を、ケアを受け始める時の喪失 (loss at the “Beginning”)、ケアを受けている間の喪失 (loss in the “Middle”)、ケアを離れる時の喪失 (loss at the “End”) という3つの段階に分けて説明しているが、ここではこの3つの段階について Mitchell が指摘する内容に加え、他の研究で指摘されてきたことや日本の社会的養護の現

状をもとにして、どのような喪失が内在しており、社会的養護児童はそうした喪失をどのように体験しているのか、またその時、どのような支援が行われているのか、どのような課題があるのかについて整理したい。

### (1) ケアを受け始める時の喪失

ケアを受け始める時の喪失とは、日本でいえば児童虐待通告を受け、児童相談所が介入し、子どもが一時保護される時、あるいはその後、里親家庭や施設に措置される時に体験される喪失である。この時、社会的養護児童は親との別離に伴う喪失に加え、友達や慣れ親しんだ環境、学校など人や関係、環境といった様々な喪失を経験するが、社会的養護児童が経験する喪失のひとつの大きな特徴はこうした非死性の喪失を経験することにある (Mitchell, 2020)。非死性の喪失は、死を伴う喪失に比べてそれに伴う悲嘆によるダメージの大きさやケアの必要性が社会的に認識されていないために、社会的養護児童が経験する喪失が重要な喪失として評価されにくい傾向にある (Mitchell, 2017)。このように深刻な喪失を経験しているにもかかわらず、それに伴う悲嘆について十分な注意が払われず (Mitchell, 2018; Look, 2018; 増沢・内海, 2020)、社会的養護児童はひとりでその喪失を抱えることを余儀なくされてきた。こうした社会から見過ごされ過小評価された喪失に伴う悲嘆は、権利を奪われた悲嘆 (disenfranchised grief; Doka, 1989) と呼ばれている。さらに児童虐待を理由として保護された場合、子どもは自分を傷つけた虐待者である親との別れであっても強い喪失を感じる (Edelstein et al., 2001; Scott, 2016) というアンビバレントな経験をするに加えて、周囲は苛酷な環境から保護された肯定的な出来事として評価しているために子どもたちは悲嘆を表現しづらく、正常な悲嘆のプロセスが起きづらいという問題 (Courtney, 2000) も指摘されている。

このようにケアを受け始める時、例えば深刻な虐待的環境から保護された場合であっても子どもは喪失や悲嘆を経験しているという認識が必要で (Boswell & Cudmore, 2017)、そこで経験されている喪失は帰属意識やアイデンティティ、家族内の文化などの喪失が伴うものであるという理解が必要である (Graham & Truscott, 2019; Kuit & Ryke, 2021)。

### (2) ケアを受けている間の喪失

この段階における喪失には里親家庭や施設で暮らしている間に経験する喪失が含まれる。Mitchell (2020) はその具体例として措置変更に伴う喪失を挙げ、措置変更が生じた場合、里親や施設職員などの代替養育者や共に暮らしていた仲間、通っていた学校の教師や仲間の喪失に加え、日課や安定性など人以外の喪失を経験することも示している。こうした喪失は措置変更を経験する子どもにも、そうした子どもを見送る子どもにも経験される喪失だと言えるだろう。

措置変更以外にも子どもは日常の暮らしの中で様々な喪失を経験している。我が国の児童養護施設で暮らす子どもの喪失についての八木 (2021) の調査では、実習生との別れが最も高い頻度で発生しており、約95%の施設では数か月に1回～月に数回の頻度で発生しており、月に数回発生している施設も約13%に及ぶことが示されている。続いて頻度が高いのは家族との面会交流の途絶で17%の施設で数か月に1回以上の頻度で発生しており、他入所児童の退所、職員の離職の順で発生していることが示されている (表1)。

また八木はそうした喪失体験について職員が子どもとの間で扱うことについての困難さにつ

いても調査しており、それによると家族の死や子どもの死、職員の死といった死を伴う喪失については職員が扱いにくさを強く感じる傾向にあることが示されているが、家族との面会交流の途絶についても扱いにくさが強いことが示されている。この調査結果にも反映されているように社会的養護児童は繰り返し喪失を経験しているにもかかわらず、新しい状況にすぐに適応することが期待されている (Kuit & Ryke, 2021)。しかしそうした適切にケアされない喪失体験が積み重なると、彼らは自分を守るために警戒心を高め、支援者に頼ろうとしなくなってしまう (Skoog, Khoo & Nygren, 2015)。そうした振る舞いが自立的であったり、その子どものレジリエンスのように見えたりすることもあるが、実際には解決されていない悲嘆から生じている回避的な行動である可能性が高いとされるなど、子どもが示す問題とされる行動が実は未解決な喪失や悲嘆の反応であることも少なくない (Scott, 2016)。このように複数の喪失を連続して、あるいは同時に経験するといった累積的な喪失 (cumulative losses; Mitchell, 2020) を経験するということも社会的養護児童の喪失の大きな特徴のひとつであるといえるだろう。我が国における社会的養護においても、子どもたちが社会的養護に身を置いている間にどのような喪失を経験し、それがどのようなダメージを与えているのかについての理解を深め、社会的養護の中でより適切なケア、あるいは喪失体験そのものが起きにくくする配慮を進めていく必要がある。

表1 児童養護施設における喪失体験の発生頻度

項目		全くない	1回/数年	1回/年	1回/数ヶ月	1回/月	数回/月
職員の離職	N	2	44	111	7	0	0
	%	1.2	26.8	67.7	4.3	0.0	0.0
他入所児童の退所	N	1	21	88	54	0	0
	%	0.6	12.8	53.7	32.9	0.0	0.0
きょうだいの退所	N	12	136	16	0	0	0
	%	7.3	82.9	9.8	0.0	0.0	0.0
職員の死	N	138	26	0	0	0	0
	%	84.1	15.9	0.0	0.0	0.0	0.0
子どもの死	N	149	15	0	0	0	0
	%	90.9	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
実習生との別れ	N	4	0	6	98	35	21
	%	2.4	0.0	3.7	59.8	21.3	12.8
家族との面会交流の途絶	N	7	84	45	24	3	1
	%	4.3	51.2	27.4	14.6	1.8	0.6
家族の死	N	35	125	4	0	0	0
	%	21.3	76.2	2.4	0.0	0.0	0.0
職員の結婚や妊娠	N	131	30	3	0	0	0
	%	79.9	18.3	1.8	0.0	0.0	0.0

八木 (2021) より

### (3) ケアを離れる時の喪失

ケアを離れる時の喪失とは、1つは年齢の上限には達していないものの何らかの事情により社会的養護を離れることにあった場合に経験される喪失のことを指し、もう1つは社会的養護を

受けられる年齢の上限に達することで措置解除になる時に経験される喪失のことを指している。

前者には措置解除や措置変更が含まれるが、措置解除や措置変更になる理由はさまざまである。家庭環境が整ったり、家族関係の調整が進んだりしたことによって親元に戻っていく場合もあるだろうし、祖父母や親せき宅での生活を始める場合もあるだろう。あるいは施設や里親家庭での問題行動等を理由にそこで暮らすことができなくなり、別の施設や里親家庭に措置変更となったり、やむを得ず親元に戻らざるを得なくなったりする場合もあるだろう。Hunter (2015) は、子どもが長期的に同じ里親家庭や施設で暮らすことができると信じている中で措置変更が起きた場合、大きなショックを受けることがあると指摘しているが、この指摘は子どもと代替養育者の関係が深くなればなるほど、あるいは子どもが暮らしている場所に対して安心安全を感じるようになればなるほどその関係や場所を離れなければならなくなった時の喪失に伴う影響が大きくなるという社会的養護が内包する重要な課題を示しているといえるだろう。また、子ども自身が何らかの問題行動を示したり、代替養育者との関係が困難なものになってしまったりしたことによって措置解除や措置変更が起きることもある。Scott (2016) はこうした問題の背景にも未解決の喪失や悲嘆が影響していることを指摘しているが、結果的に措置解除や措置変更が起きたことについて自分が悪かった、あるいは代替養育者が自分のことを見放した、嫌ったと思ってしまうこともある (Hunter, 2015 ; Chambers et al., 2018他)。

一方、後者の年齢の上限に達することで措置解除になることについて、畠山 (2002 ; p138) は一般的な若者の自立に比べて「すでに『法律上で認められたもの (act)』であり、『期限切れ (deadline)』であるという点が、家庭で育ち、家庭から巣立っていく子どもとは違う」と表現し、社会的養護児童の自立の困難さを指摘している。補足的に説明するとすれば、「ポスト青年期 (宮本, 2004)」という表現があるように近年の若者は仕事をしながらも様々な形で親に依存しながらおとなとしての生き方を模索し徐々に自分自身の準備が整って移行が進んでいくのに対して、社会的養護児童は自分自身の準備とは全く別のところ (法律) で定められた終わり (措置終了) に伴いケアを離れることを余儀なくされるために、ケアを離れる前や離れてから様々な困難を経験することになるということだといえる。このように、社会的養護からの自立にはそれそのものの重要、かつ深刻な課題があるわけであるが、それとは別に、あるいは関連して、社会的養護から措置解除となる際には多くの喪失を経験し、そうした喪失にひとり立ち向かわなければならなくなってしまうリスクが高いという問題が内包されている。

このように、社会的養護児童は様々な段階で累積的に喪失を経験しているが、社会的養護児童はいつか家に帰れるという思いを持ち続けることによって施設や里親家庭で暮らしている間に喪の作業が進まず、喪失を受け入れられないままにケアを離れる日を迎える (Holland & Crowley, 2013) といったような内的な要因、あるいは子どもの喪失よりも保護に目が向くことやケアの際の喪失の扱いにくさなど外的な要因のために、喪失に対して十分なケアが行われていないということが指摘されてきた。そしてそのことは、子どもたちを混乱させ、時にはトラウマ体験となり、放置されることで孤独や絶望を感じ、抑うつを強める可能性があることが指摘されている (Mitchell, 2016)。

子どもが虐待等によるトラウマを抱えている場合、彼らは感情的な反応に圧倒されることを恐れ、思い出すことを避けようとするために悲嘆のプロセスが妨げられてしまうことになる

ため、悲嘆とトラウマを区別してケアを行うことが重要になる (Pynoos, 1992)。例えば児童養護施設で暮らしている子どものうち、両親ともに不在、あるいは不明の子どもの割合は約6%、交流がない子どもはおおよそ20%であり (厚生労働省子ども家庭局, 2020)、多くの子どもが何らかの形で親との交流を維持している状態にある。子どもにとって親との面会交流は肯定的な意味を持つ一方で、虐待をした親との接触を続けることで、適応的な悲嘆のプロセスが進むのではなく子どもにとってトラウマが生き続けることになるという指摘 (Smith, 1995) もあるように、喪失のケアを進めていくには様々な課題も残されている。Courtney (2000) が子どもに生みの親の記憶がある場合を「明らかな喪失」、生みの親の記憶がない場合を「隠された喪失」とし、隠された喪失では子どもがファンタジーや支援者などから得られた情報を統合しながら親を創造し、その内的な親イメージとの関係を再交渉することで作業が進んでいくとしているように子どもの生い立ちや家族との関係などによって喪失へのケアのありようは異なる場合もある。

### 3. 代替養育者にとっての喪失とそれに伴う悲嘆

社会的養護における喪失にはもうひとつ、注目すべき重要な側面がある。それは代替養育者が経験する喪失である。前掲の通り、社会的養護における養育という行為は子どもと代替養育者による相互作用として行われるものであり、社会的養護児童が経験した喪失に伴う悲嘆にどれだけ対処できるかは代替養育者が経験している喪失に伴う悲嘆のケアがどれだけ行われているかに依存する (Edelstein et al., 2001)。このEdelstein et al. の指摘は、それだけ代替養育者が深刻な喪失を経験し、場合によっては十分なケアを受けられていないということを暗に示しているのだが、果たして代替養育者が経験する喪失とはどのようなものなのかということについて考えてみたい。ここでいう代替養育者が経験する喪失とは子どもとの別れに伴う喪失を意味しているが、「2. 社会的養護児童にとっての喪失とそれに伴う悲嘆」の「ケアを離れる時の喪失」の項で整理したように社会的養護を受けられる年齢の上限に達することで措置解除になる時に経験される喪失と上限には達していないものの何らかの事情により社会的養護を離れることにあった場合に経験される喪失という喪失が代替養育者にも同様に経験されるだろう。

Valentine, MacCallum & Knibbs (2019) は、里親を対象としたインタビュー調査をもとに里親家庭での生活が破綻し措置解除されたことに伴う里親の喪失について論じている。それによると、ほとんどの調査対象者は里親子の関係が破綻した後に措置解除されると安心感を持ったが、同時にその安心感を「残酷なもの」「恐ろしいもの」と表現した。このように思春期の負担が大きき子どもとの関係が破綻し措置解除になった時、里親は安堵するが同時にそうした感情を持つことを恥じるという体験をしており、喪失をめぐるアンビバレントな体験が生じていることが示されている。程度の差や多少の質的な違いはあるだろうが、こうした体験は里親だけでなく施設職員にも体験されると考えられ、こうした複雑な感情を伴う喪失体験であるがゆえに、そこで起きている喪失は表現されにくかったり、周囲から、あるいはその代替養育者自身にも“ない”ものにされてしまったりするために権利を奪われた悲嘆となっていることも少なくないだろう。しかしそうした喪失は代替養育者から自分が有能な養育者であるという感覚を奪い、その悲しみも与えることになる (Edelstein et al., 2001)。

こうした関係が崩壊した結果生じた措置変更に伴う喪失だけでなく、そもそも代替養育者は

喪失に伴い、権利を奪われた悲嘆を抱えやすいことが指摘されている。Edelstein et al. (2001) は、措置解除や措置変更によって里親家庭を子どもが離れることになっても、里親子の関係は悲嘆するほど強固なものではない、あるいは里親は最初からその関係が一時的なものだと認識していたはずなので悲しむべきではないといった前提があることを指摘している。ここでは、子どもと深い関係を築くことができる代替養育者が推奨される一方で、その関係を築いた子どもとの関係を喪失することで悲嘆を経験することにほとんど留意されないという代替養育者が直面する深刻な矛盾 (Mullings, 2010) が示されている。Lynes & Siteo (2019) は調査対象者となった米国の里親の1/3は里子との関係を喪失したことが人生を変えるほど深刻だったと報告しているHerbert, Kulkin & McLean (2013) の調査結果を引用し、そうした里親の経験は喪失感が他の人に十分に認識されず、公的にケアされることがないという点で権利を奪われた悲嘆となっていることに加え、それに対するソーシャルワーカーなどの専門家の理解が不足していることを指摘している。

こうした中、米国の一部の州では里親の権利章典 (Foster Parent Bill of Rights) が示され、例えばアリゾナ州やルイジアナ州などでは、里親が里親として経験した喪失体験についてケアされる権利を有するということが明示されるものも見られる (National Conference of State Legislatures, 2019)。わが国でも里親は喪失体験をしているものの、グリーフケアは何も行われていないという指摘 (上野, 2016) があるように、そもそも代替養育者が経験する喪失についての議論はほとんどなく、まさに“ない”ものにされ、権利を奪われた悲嘆となっている。こうした喪失がケアされないままに放置されると、代替養育者は子どもと深い関係を築くことでさらに喪失感を味わうことを避けるために子どもと距離を置くなど、ケアの質に否定的な影響を及ぼし、場合によっては離職や里親をやめるといった選択をする人が出てくる場合もあるということが指摘 (Edelstein et al., 2001) されているように、施設職員や里親としての経験を重ねることが、喪失やそれに伴う悲嘆に対して鈍感になっていくということにつながるようなことがあってはならない。我が国でも社会的養護における質の担保、あるいは施設職員や里親の確保ということを考えると、代替養育者が経験する喪失に対するケアについての議論を喫緊の課題と位置付ける必要がある。

#### 4. 社会的養護児童や代替養育者が経験する喪失や悲嘆に対する支援者の理解

ここまで見てきたように社会的養護の中では子ども、代替養育者、いずれもがいくつもの喪失を経験し、それに伴う悲嘆のケアが十分に、あるいはまったく行われていないままに放置されている現状にある。しかし、防ぐことができるものも含まれてはいるが、そうした喪失体験自体を完全に避けることはできないだろう。そこで必要になるのが社会的養護児童の喪失を認識し、その悲嘆に適切に対処することである。この時、里親や施設職員といった直接的に子どもの日々の暮らしにかかわる代替養育者の役割が重要であるが、先述したように彼らもまたケアの中で喪失を強いられている状況にある。こうした中で、例えば児童相談所の児童福祉司や児童心理司、あるいは里親支援機関で里親支援にあたる職員、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などの施設における間接処遇職員や管理職といった代替養育者を支援する立場にある支援者の理解や支援もまた重要な意味を持つことになる。すなわち支援者が①社会的養護児童や代替養育者の喪失を認識し、必要なケアを提供する、②代替養育者が子どもの喪失を認識し対処する

ために必要な知識や技術を提供したり、そのプロセスをエンパワーしたりするという役割を担うということが必要であるということである。したがって、ここでは支援者に求められる理解や取り組みについて整理したい。

第一に支援者に求められるのはここまで見てきたような社会的養護児童と代替養育者が経験する喪失やそれに伴う悲嘆についての理解を深めることである。例えば児童相談所の児童福祉司や児童福祉司は虐待通告などにより、児童相談所が家庭への介入を開始し、子どもに関わり始めた時点から継続した関わりを持つことになる。また措置権者として子どもを里親家庭や施設に措置する決定を下したり、子どもに伝えたりする立場でもある。この時彼らが、子どもが経験する喪失を認識し、その対応を十分に理解できていれば、子どもに対して必要な説明やケアを提供することができるかもしれない。特に里親や施設職員といった代替養育者に比べて、より早期に社会的養護児童に関わる機会がある支援者が喪失やそれに伴う悲嘆の理解を持つことは、まさに喪失を経験する時に必要、かつ適切な関わりやケアが提供されることにつながるだろう。また、里親支援機関の職員や施設の間接処遇職員、管理職がそうした理解を持つことは入所直後に行われるアドミッションケアの中で適切な関わりやケアが提供されることにつながる。特に子どもが示す問題とされる行動が実は未解決な喪失や悲嘆の反応であることも少なくない (Scott, 2016) ことを考慮するならば、支援者の喪失についての理解とそれに基づく関わり、ケアはその後の社会的養護児童の暮らしの安定にもつながる重要な要因と考える必要があるだろう。

また、Lynes & Siteo (2019) が里親を対象に行った調査では、ソーシャルワーカーが里親の喪失や悲嘆を十分に理解できていなかったために十分なサポートが提供されなかったということが里親の喪失体験をめぐる重要なテーマのひとつとなっていたことが示されている。先述したように代替養育者が経験した喪失は過小に評価されたり、無いものにされたりすることで権利を奪われた悲嘆となり、ケアされることのないままに代替養育者の中に積み重ねられていく。この時、代替養育者を身近で支える役割を担う支援者が、代替養育者が経験する喪失や悲嘆を正しく理解し、彼らの悲嘆する権利を保障し、ケアの機会を提供することが重要である。もちろんそうした機会は個別に提供されるだけではなく、例えば里親サロンや施設内の職員会議等で喪失について振り返る機会を保障するような形で提供することも可能だろう。いずれにしてもまずは支援者が、代替養育者が経験している悲嘆に敏感であることが求められるし、そのためのトレーニングを受ける必要がある (Edeistein, 1981・Edelstein et al., 2001)。

また八木 (2021) は我が国の施設児童が経験する喪失について職員にとっての扱いにくさを示しており、それによると家族の死や子どもの死など死を伴う喪失についての扱いにくさが高く評価されているが、次いで高く評価されていたのは家族との面会交流の途絶であり、非死性の喪失についても施設職員が扱いにくさを感じていることを示している。このように、子どものケアに最前線で関わる代替養育者は子どもの喪失体験を把握しながら適切に対処できずにいるという現実もあることが伺える。その背景にはそもそも代替養育者が適切に対処する知識や技術を保持していないということもあるだろうし、保持していたとしてもそれを発揮できなくなっているということもあるだろう。そのため支援者には代替養育者が子どもの喪失を認識し対処するために必要な知識や技術を提供したり、そのプロセスをエンパワーしたりすることが求められる。近年、社会的養護では子どものトラウマケアについての理解が進み、未だ十分

ではないにしても子どもの抱えているトラウマを意識したケアを行う必要性は高く認識されるようになってきている。喪失とトラウマの関連を考える時、過去の喪失体験が適切に対処されることなくトラウマ化しているケースもあるだろう。代替養育者の役割、専門性は子どもの悲しみを治療することよりも、悲嘆を抱えている子どもの正常な回復のプロセスをサポートし、促進することにある (Kuit & Ryke, 2021)。すなわち代替養育者には子どもたちが過去に経験し、トラウマ化した喪失だけではなく、現在進行形の喪失体験に対する適切なグリーフケアを提供することが求められるために、それを実現するためのサポートやエンパワメントが支援者には求められるということである。具体的には代替養育者が子どもの喪失を認識し、適切に対処することを可能にするためのトレーニング (Mitchell, 2017・2020) やプロセスに寄り添ったコンサルテーションの機会の提供などが考えられるだろう。

## 5. 社会的養護に内在する喪失と悲嘆についての理解と支援に向けた視点

ここまで見てきたように、社会的養護には社会的養護児童が経験する喪失とそれに伴う悲嘆と代替養育者が経験する喪失とそれに伴う悲嘆が内在し、社会的養護児童に適切なケアを提供するためには代替養育者に加え、支援者の要因にまで視野を広げて考える必要があることが示唆されている。ここからはそうした先行研究の知見を踏まえ、今後、我が国の社会的養護において子どもの喪失やそれに伴う悲嘆のケアを進めるために、どのような視点から議論や研究が行われる必要があるかについて述べてみたい。

### (1) 生態学的システム理論の見地から捉える視点

第一に社会的養護児童の喪失やそれに伴う悲嘆のケアを進める時、単に子どもへのケアという視点だけで捉えるのではなく、代替養育者や支援者といった子どもを取り巻く人々、さらには措置や一時保護といった制度、里親家庭や施設で暮らしている間の原家族との面会交流の在り方、自立支援やアフターケアの在り方といったように様々な側面から理解やケアを進める必要がある。この時、Bronfenbrenner (1979) が提唱した生態学的システム理論がその理解の助けとなる。Bronfenbrennerは、人の発達過程を個人と環境の相互作用によって形成されるものであるとし、マイクロシステム、メゾシステム、エクソシステム、マクロシステムという4つのレベルを設け、それぞれのレベルに内包されるシステムが相互的に影響し合い子どもが発達するという視点を提唱した。これに対してFraser (2004) はマイクロシステム、メゾシステム、マクロシステム、エクソシステムという分類では上位と下位の境を見極めることが困難な場合があるとし、1) 個人の心理社会的および生物学的特性、2) 家族の要因、3) 学校と近隣の要因を含む環境の諸条件という3つのレベルから捉えるマルチシステムを提唱し、子どもの様々な心理社会的問題をその視点から論じた。

このFraserに沿ってここまで見てきた社会的養護に内在する喪失を整理するとすれば、1) 個人の心理社会的および生物学的特性は、社会的養護児童が経験する喪失やそれに伴う悲嘆に関連するもの、2) 家族の要因は、代替養育者が経験する喪失やそれに伴う悲嘆、あるいは社会的養護児童の喪失に対する代替養育者の理解や支援に関連するもの、そして3) 学校と近隣の要因を含む環境の諸条件は、社会的養護児童や代替養育者の喪失に対する支援者の理解をはじめ、制度や社会の理解などに関連するものだと言えるだろう。すなわち先行研究のレビュー

からは、社会的養護児童が経験する喪失やそれに伴う悲嘆に対して適切なケアが行われるためには代替養育者の理解やケアが重要な意味を持つことはもちろんであるが、支援者の社会的養護児童や代替養育者が経験する喪失への理解やケア、あるいは社会的養護に内在する喪失を考慮した支援システムの構築など、多層的な理解に基づく視点が必要であるということが示唆されている。

先述したように、これまで社会的養護の中で喪失や悲嘆は中心的な課題として据えられることはなかったが（増沢・内海，2020）、これまでの社会的養護における実践の中に全く喪失や悲嘆に対する取り組みがなかったわけではなく、社会的養護で重ねられてきた社会的養護児童に対するケアにおいても彼らが経験する喪失に考慮した実践は重ねられている。特に喪失や悲嘆のケアは特別な枠組みで行われるというよりも、日々の暮らしを通して代替養育者と子どもとの関係性の中で重ねられていくことが最も優先されるべきであり、効果的であろう。そう考えた時、海外で重ねられてきた喪失や悲嘆のケアをわが国の社会的養護に導入することを考える前に、これまでどのような実践が重ねられてきたのかに丁寧に目を向け、重ねられてきた実践の中から社会的養護に即した喪失や悲嘆のケアの在り方を検討していくといった臨床に基づいたエビデンスの抽出（Practice Based Study：井出，2015）が必要であろう。特に代替養育者、支援者がそれぞれの立場から喪失や悲嘆をどのように捉え、扱おうとしてきたのかについて生態学的システム理論の見地から、その相互作用を含めて理解しようとする試みは不可欠であろう。そのうえで、海外における実践の内容とも比較しながら、社会的養護全体においてどのようなケアが必要かについての議論を深めていこうとする視点を持つ必要がある。

## (2) 我が国の社会的養護の特殊性に配慮したグリーフケアの確立という視点

我が国で行われてきたグリーフケアの変遷をまとめた高橋・川井田・佐藤・西田（2015）の報告では、交通遺児に対する経済的支援に端を発する我が国のグリーフケアが阪神・淡路大震災を機に心理面のケアにも目が向けられるようになり、自死や病死による遺児のサポートの取り組みへと広がりを見せ、2011年の東日本大震災以降には全国各地でグリーフケアの場が立ち上げられるようになったという変遷が示されている。このように1960年代以降に経済的支援からスタートしたわが国のグリーフケアは阪神・淡路大震災、東日本大震災という大規模災害を経て広く行われるようになってきている。しかし、こうしたグリーフケアの取り組みは基本的には死別による喪失を経験した子どもを対象としたものであり、高橋らの報告でも東日本大震災時の行方不明という形でのあいまいな喪失への応用という点には言及が見られるものの、非死性の喪失については言及されていない。

一方、こうした非死性の喪失と関連するものとして親の離婚に伴う喪失については、我が国では野口（2013）による報告が見られる。野口は離婚がどのような過程で進んだか、あるいはその時、子どもがどのような発達段階にあったかなどが子どもの与える影響を左右するとし、親同士に激しい紛争が見られず、子どもにとって親の離婚の理由があいまいだった場合、あるいは別れた側との親との面会が思うようにできない場合には悪影響が出やすいこと、あるいは思春期に差し掛かる時期に離婚を経験した場合には対象喪失を実感できるために抑うつ的な心理状態を呈しやすいことなどに言及している。非死性の喪失ということもあり、こうした離婚に伴う喪失が子どもに及ぼす影響についての議論からは社会的養護における喪失について学ぶ

こともあるだろう。しかし、離婚では少なくともそれまで暮らしていた一方の親との関係や生活は維持されることが多いため、社会的養護児童が経験する喪失との間には差異がある。

また、本稿では海外での家庭外養育における実践や研究を参照することにより、我が国の社会的養護における喪失について議論してきたが、そうした海外の研究では文化や制度の差異を考慮する必要性にも言及されている（例えばLynes & Siteo, 2019・Courtney, 2000）。このことは先述した生態学的システム理論とも関連するが、社会的養護児童の喪失に対するケアを考える時、単に子どもだけを対象としたケアを考えるのではなく、子どもを取り巻く環境や制度、文化、宗教観などを考慮した検討が必要であるということを示唆するものでもある。

このように国内外の研究や実践に目を向けると社会的養護において取り組むべき方向について示唆を与えるものが散見される。しかし、それらはそのまま社会的養護領域で有効な知見となるものばかりではないと考えられるため、そうした知見を参照しながら我が国の社会的養護における喪失の理解やそれに伴う悲嘆のケアを構築していく視点を持つ必要がある。

### (3) 当事者の声を参照する視点

我が国の社会的養護という特殊性を踏まえたグリーフケアを構築するためには、実際に社会的養護を経験している、あるいは過去に経験した当事者の声を参照する必要がある。そもそも、より良いケアを創出していくためには当事者の声を参照することが非常に有益な手段であるという指摘は多くの研究でなされてきたところである（例えばWhiting & Lee, 2003）。その背景には児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、特に第12条に示されている意見表明権、あるいは意見を聞かれる権利の影響があることは当然であるが、処遇全般において子どもの意見を聞くことは、子どもにとって治療的な意味を含んでいる（Gilligan, 2000）ということも意識する必要があるだろう。すなわち措置を始めとして社会的養護では子どもの意思以外の力で子どもの処遇が決められていくことも少なくない中で、子どもの意見が聞かれ、そうした決定に反映されることは子ども自身が統制感を得ることにつながり、子どもの主体感を保障することにもなるだろう。Murphy & Jenkinson (2012) は自らの里親としての経験をもとに、その深刻さゆえに、特に喪失体験にこそ、子どもの声を聴くべき必要性が含まれていると主張し、彼らがどのような経験をし、何が重要だと考えているのかについて、専門家をはじめとするおとなの判断ではなく、本人に問いかけ、非言語的表現も含む彼らの声に耳を傾けることが社会的養護児童とおとなとのパートナーシップの礎となるとしている。例えば、児童相談所に保護され、自分を虐待した親の分離を経験した際、そのことを重大な喪失として経験している子どももいれば、そうでない子どももいるだろう。あるいは、その時はそう感じていなかったとしても時間の経過とともに喪失を感じるようになる子どももいるだろう。こうした声を聴きながら本人のニーズに沿ったケアが提供されていくことはそれ自体が社会的養護児童の主体性を賦活することにもつながり、単に回復するというだけではなく、喪失やそれに伴う悲嘆が彼らにとって成長の資源となる可能性を含む機会となっていこう。

また代替養育者にとってはそうした子どもの喪失は触れやすい話題ではないことも少なくない。そうした時、そうした喪失をどのように扱ってほしい（ほしくない）と感じているのかについての彼らの声を聴くことができることは支援の方向性を考えるうえで非常に有益であるだろうし、その積み重ねが、Murphy & Jenkinson (2012) が指摘するように子どもと代替養育者

の関係を深めることにもつながっていくだろう。近年、我が国では子どもアドボカシー（堀，2020 他）の取り組みが盛んになりつつあるが、こうした取り組みがこれまで語られなかった喪失、あるいは語られたとしても目が向けられなかった子どもの権利を奪われた悲嘆に支援の手が向けられるようになることを期待することを含め、まずは喪失や悲嘆のケアにおいて十分にそれを体験した子どもや代替養育者の声に耳が傾けられるようになることが重要であろう。

この時、過去に社会的養護を経験した若者（ケアラーバー）の声を参照することも有益な知見を得る手段となるだろう。わが国でも自らの社会的養護経験をもとにより良い社会的養護の在り方についての提言を行うなどのユースアドボカシーの活動が展開されつつある（例えば International Foster Care Alliance (IFCA) : <https://ifcajapan.org/>)。喪失や悲嘆という問題の性質を考えると、まさにその渦中にある社会的養護児童は、自身の喪失に対してどのようなかわかりが有益かについて理解することが難しい場合もあるだろう。そうしたときには過去に社会的養護を経験した経験を客観的に振り返ることができるようなケアラーバーの声も有益な支援を構築していく礎となるだろう。このように社会的養護児童やケアラーバーの声も参照しながら、前掲の社会的養護の特殊性に配慮したグリーンケアの確立が進める視点を持つ必要がある。

#### (4) 子どもの権利、代替養育者の権利保障としての視点

例えば米国の社会的養護児童の権利章典 (Foster Children's Bill of Rights) の内容を概観すると、通っている学校にとどまったり、きょうだいや友人、教師等との関係を維持したりすることなどを明記している州もあり、子どもの権利保障として喪失を最小化する取り組みが行われていることがわかる。このようにそもそも子どもが経験する喪失を最小にすることが前提となることは言うまでもないが、喪失やそれに伴う悲嘆に対する適切なケアが提供されることは、社会的養護児童の権利保障として取り組みでもある。

ケアラーバーを対象とした調査では、彼らが社会的養護を離れた直後に強い孤立を経験し、孤独感に苛まれている現状が示されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング，2021）。こうした孤独感の背景には様々な要因があるが、その重要なもののひとつに喪失があると考えられる。社会的養護児童が年齢の上限を迎えて措置解除される時、彼らはそれまでないものとされてきた権利を奪われた悲嘆を含めて累積していた喪失に加え、ケアを離れることによって生じる新たな喪失を抱え、それにひとりで向き合わなければならないという危機を経験することで強く孤独を感じるようになっていと考えられる。

こうした中、近年、恒久的な生活の安定（パーマネンシー保障）の必要性が意識されるようになってきている。喪失という観点から考えると、パーマネンシー保障とはその人にとっての重要な他者、あるいは慣れ親しんだ環境を喪失することなく、安定した生活が保障されることであると言えるだろう。本稿でも繰り返し述べてきたように、社会的養護が虐待的な環境から子どもを保護する機能を持つ以上、子どもが経験する喪失を完全になくすことは難しいかもしれないが、少なくとも彼らが社会的養護の内外で出会った重要な他者との関係や住み慣れた環境などを失うことなく社会に巣立っていくことができるようなパーマネンシーを保障できるケアを構築していく必要があるだろう。

さらに本稿では代替養育者が経験する喪失についても言及し、米国の一部の州では喪失やそれに伴う悲嘆のケアを受けることが代替養育者の権利として明記されていることを紹介した。

我が国ではそもそも代替養育者がどのような喪失を経験しており、どのような支援が必要とされているかについての調査も行われていないため、まずは実態を把握することが必要である。そしてその実態に即して適切な支援を提供することができるよう支援者のトレーニングや制度の整備を進める必要がある。

このように喪失やそれに伴う悲嘆について、適切なケアが提供されることは社会的養護児童や代替養育者の権利保証に関する問題であるという視点を持つことが不可欠である。

## 6. まとめ

本稿では海外で行われた研究をもとに、我が国ではほとんど議論がなされていない社会的養護に内在する喪失について、社会的養護児童、代替養育者、支援者といった複層的な視点からその理解と必要な取り組みについて概観した。本研究が今後の社会的養護における喪失に関する研究や実践の端緒となることを期待する。

### 引用文献

- Boss, P. (1999), *Ambiguous Loss*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Boswell, S., & Cudmore, L. (2017), Understanding the ‘blind spot’ when children move from foster care into adoption. *Journal of Child Psychotherapy*, 43(2), 243-257.
- Bronfenbrenner, U. (1979), Contexts of child rearing: Problems and prospects. *American Psychologist*, 34, 844-850.
- Chambers, R.M., Crutchfield, R.M., Willis, T.Y., Cuza, H.A., Otero, A., Goddu Harper, S.G. & Carmichael, H. (2018), “It’s just not right to move a kid that many times:” A qualitative study of how foster care alumni perceive placement moves. *Children and Youth Services Review*, 86, 76-83.
- Courtney, A. (2000), Loss and Grief in Adoption: The Impact of Contact. *Adoption & Fostering*, 24(2), 33-44.
- Doka, K. (1989), Disenfranchised grief. In Doka, K. (Ed.), *Disenfranchised grief: Recognizing hidden sorrow* (pp3-11). New York: Lexington Books.
- Edestein, S. (1981), When foster children leave: Helping foster parents to grieve. *Child Welfare*, 60, 467-473.
- Edelstein, S. B., Burge, D., & Waterman, J. (2001), Helping foster parents cope with separation, loss, and grief. *Child welfare*, 80(1), 5-25.
- Fraser, M. W. (Ed.) (2004) *Risk and Resilience in Childhood: An Ecological Perspective* (2nd ed), Natl Assn of Social Workers Press.
- Gilligan, R. (2000) The importance of listening to the child in foster care. In Kelly, G. & Gilligan, R. (Eds.). *Issues in foster care: Policy, practice, and Research*. (p40-58). Jessica Kingsley Publishers Ltd. London.
- Graham, A. & Truscott, J. (2019), *The Loss and Grief of Children in Out-of-Home Care: A Literature Review*. Centre for Children and Young People, Southern Cross University: Lismore, Australia.

- 島山由佳子 (2002) 児童養護施設の自立支援プログラムに対する評価測定, 関西学院大学社会学部紀要 (91), 137-148.
- Herbert C, Kulkin H and McLean M (2013) Grief and foster parents: How do foster parents feel when a foster child leaves their home? *Adoption & Fostering* 37(3): 253-267.
- Holland, S., & Crowley, A. (2013), Looked-after children and their birth families: Using sociology to explore changing relationships, hidden histories and nomadic childhoods. *Child & Family Social Work*, 18(1), 57-66.
- 堀正嗣 (2020) 子どもアドボケイト養成講座 子ども声を聴き権利を守るために, 明石書店.
- Hunter, R. (2015), Young people's perspectives of foster placement instability: A grounded theory approach. University of Surrey, Guildford, UK.
- 井出智博 (2015) 研究と臨床の関係性 -臨床に基づいたエビデンスを求めて In.村山正治 監修/井出智博・吉川麻衣子編, 心理臨床の学び方 -鉦脈を探す, 体験を深めるp83-102, 創元社
- 厚生労働省子ども家庭局 (2020) 児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成30年2月1日現在) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf> : 2022.1.30閲覧)
- Kuit, N. & Ryke, E. H. (2021) A rapid review of non death bereavement interventions for children in alternative care, *Child and Adolescent Social Work Journal*.
- Look, A. (2018), The face of grief in foster care. *Journal of Humanistic Psychology*, 1-14.
- Lynes, D., & Siteo, A. (2019), Disenfranchised grief: the emotional impact experienced by foster carers on the cessation of a placement. *Adoption & Fostering*, 43(1), 22-34.
- 増沢高・内海新祐 (2020) 子ども虐待とそのケアを考える-喪失をめぐる、こころの科学「子ども虐待を考えるために知っておくべきこと」, 日本評論社, pp126-147.
- Mitchell, M. B. (2016), The family dance: Ambiguous loss, meaning-making, and the psychological family in foster care. *Journal of Family Theory and Review*, 8, 360-372.
- Mitchell, M. B. (2017), "No one acknowledged my loss and hurt": Non-death loss, grief, and trauma in foster care. *Child and Adolescent Social Work Journal*, 35, 1-9.
- Mitchell, M. B. (2018), "No one acknowledged my loss and hurt": Non-death loss, grief, and trauma in foster care. *Child and Adolescent Social Work Journal*, 35(1), 1-9.
- Mitchell, M. B. (2020) Non-finite and cumulative loss in foster care. In D. L. Harris (Ed.), *Non-Death Loss and Grief: Context and Clinical Implications* (pp.147-156). New York, NY: Routledge.
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査【報告書】, 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 ([https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210430\\_1.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf):2022.1.4閲覧)
- 宮本みち子 (2004) ポスト青年期と親子戦略, 勁草書房
- Mullings, D. (2010) Temporary mothering: grieving the loss of foster children when they leave. *Journal of the Motherhood Initiative* 1(2): 165-176.
- Murphy, D., & Jenkinson, H. (2012), The mutual benefits of listening to young people in care, with a particular focus on grief and loss: An Irish foster carer's perspective. *Child Care in*

- Practice, 18(3), 243-253.
- National Conference of State Legislatures (2019) Foster Care Bill of Rights (<https://www.ncsl.org/research/human-services/foster-care-bill-of-rights.aspx>; 2021.12.15閲覧)
- 野口康彦 (2013) 親の離婚を経験した子どもの心の発達：思春期年代を中心に，法と心理13(1), p8-13.
- Pynoos, R. S. (1992) Grief and trauma in children and adolescents, *Bereavement Care* 11: 1, pp2-10.
- Scott, A. (2016), “We Don’t Feel That Love” : Retrospective Reflections on the Experiences of Removal, Transitions and Trauma from Former Youth in Care.
- Skoog, V., Khoo, E., & Nygren, L. (2015), Disconnection and dislocation: Relationships and belonging in unstable foster and institutional care. *The British Journal of Social Work*, 45(6), 1888-1904.
- Smith G (1995) Do children have a right to leave their past behind?, in Argent H (ed), *See you Soon: Contact with children looked after by local authorities*, London: BAAF.
- 高橋聡美, 川井田恭子, 佐藤利憲, 西田正弘 (2015) わが国における子どものグリーフサポートの変遷と課題, *グリーフケア*3, p45-65.
- 上野喜子 (2016) 家族再統合後のある里親の語りと喪失体験:社会的養護のパラダイム・シフトと社会的ディレンマ, *奈良女子大学社会学論集*第23号, 38-56.
- Valentine, D., MacCallum, F., & Knibbs, J. (2019), When carers end foster placements: exploring foster carers’ experience of adolescent foster placement breakdown. *Adoption & Fostering*, 43(4), 445-460.
- Whiting, J. B., & Lee, R. E. (2003), Voices from the system: A qualitative study of foster children’s stories. *Family Relations*, 52(3), 288-295.
- 八木孝憲 (2021) 社会的養護におけるグリーフケアの実態と展望 —全国児童養護施設への質問紙調査—, *福島学院大学附属心理臨床相談センター紀要*第14号, 31-33.

## Abstract

The children who live in alternative care experience many losses and griefs in their upbringing before, during, and after receiving alternative care. But because of the non-death losses which they experience tend to be less important than the mortal losses, or they are regarded rescue from abusive relationship, the losses have never cared enough. Therefore, the griefs associated with such losses are remained as the disenfranchised griefs in them. Owing to such losses and griefs often become obvious as children’s problematic behavior, they need to be provided with appropriate care. In addition, alternative caregivers (e.g., foster parent; care worker) also experience many losses, but those are disregarded, and they experience the disenfranchised griefs, too. As a result, the alternative caregivers are unable to adequately care for the losses of the children. In this paper, the viewpoints for comprehensive understanding and support to the losses and griefs in alternative care are discussed through the literature review.